

新潟県立はまなす特別支援学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

各人がかけがえのない個人として共に尊重しながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他該当校に在籍する児童、生徒等の心の健康保持に係る教育又は啓発を行うよう努めることとされている。（自殺対策基本法の一部改正H28.4.1…第17条）

※H29.3月の改定案、各学校のいじめ防止基本法をホームページに載せるよう通知

※H28.12.14の法改定、不登校は問題行動ではない。将来の自立を目指すことを記載

※心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等について…参考となる法律等の一部改正

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について参照（H29策定）

※いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条第2項）

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条第2項で、「児童生等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」をいう。

1 いじめ防止等の基本的考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けたとされる児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめの防止の対応において組織で判断する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。いじめたとする行為を行った児童生徒に対する教育的な指導を適切に行う。

外見的には、遊びやけんかのように見える行為でも、見えない所で被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がそのままの事実を否定する場合もあること等を踏まえ、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめに当たると認知した場合であっても、そのすべてが厳しい指導を要する場合とは限らず、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。

そして、「いじめは、どの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童等はいない」という共通認識に立ち、児童等が安心して学習その他の活動に取り組む

ことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(兼いじめ対策推進教員)、学部コース主任、養護教諭、生徒指導部、スクールカウンセラー、その他の関係職員等による「いじめ防止委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、基本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認の継続、定期的検証を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に当会を開催し、組織として早期対応にあたる。(実効性を優先し、規模を縮小して開催する場合もある。)

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

児童生徒一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育と人権教育、同和教育の充実

「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童生徒がもてるように、「命の大切さ」「人権を守る」教育について、教育活動全体を通じて指導する。

① いじめ防止の授業の実施

- いじめの被害者の気持ち、いじめの被害を受けたとされるときへの対処の仕方、いじめを行っているのを見たときの対処の仕方等、SST等を活用して適切に行動できるようにする。
- 自分の意志をきちんと相手に伝えることができるようにする。
- ゲーム機、音楽プレイヤーなどの正しい使い方、インターネット利用のトラブルについて理解を深める。
- 携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用に関して、関係機関(警察)との連携の下、適切に対処できるように、保護者・生徒を対象とした情報モラルに関する講習会を実施し、問題を自分のこととして考える場を設定することで、いじめ防止に努める。
- 各学級または学年、学部で実施する。

② 標語・ポスターの作成

- 特別支援学校長会が実施する「『いじめ見逃しゼロ県民運動』に伴う標語・ポスターの募集」に取り組むことで、いじめを許さない気持ちを醸成する。
- 各学部・コースで取組計画を作成し、一人1作品を目指す。

③ 心の健康を保つための授業の実施

- 心の健康、自分の心の変化を認識することの大切さを知る。
- 困ったときに助けを求めることの大切さについて知る。

(3) 人との関わりを深める活動の充実

「人と関わる力を育てる」活動を始め、他者との関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

(4) 学級経営の充実

学級活動での係活動や役割の遂行を通して、互いの良さを見付けたり考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒のインターネット使用状況等の実態把握に努め、児童生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期発見するために、児童生徒の実態に応じてアンケート調査を実施する。

(2) 教育相談の実施

定期的な相談期間を設けて、全校児童生徒を対象とした教育相談を実施する。年2回以上実施。

(3) 連絡帳の活用

連絡帳を活用して、児童生徒及び保護者やさざなみ学園等関係者との連携を密にし、信頼関係を構築する。

(4) いじめ防止に関する研修の実施

いじめ防止等に関する研修を実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに学部主事、生徒指導主事、管理職に報告し、特定の教職員が個々に対応するのではなく組織として一貫した対応をする。

(2) 校長は、いじめの疑いありと判断した場合、速やかにいじめ防止委員会を開き、いじめの有無の確認を行う措置を講じ、その結果を県教育委員会に報告する。また県教育委員会とは、指導の方向性や保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用について相談したり、派遣を要請したりする等緊密に連携する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめ防止委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童生徒、保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒に対する指導、その保護者に対する助言を継続的に行う。

(4) 校長は必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。

(5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察署等と連携して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に

援助を求める。

- (6) いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及び保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制と、早期発見に努める。
- (7) いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援を行う。
- (8) すべて学校のいじめ防止委員の組織に報告・相談する。情報の集約と共有化を図り、記録は保存し、適切に引き継いだり、情報提供したりできるようにする。
- (9) 児童生徒が自ら SOS を発信した場合、児童生徒にとって勇気を要するものであることを理解し、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (10) 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与える行為であることを理解させ、子どもたちの様子を日頃から注視する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童等が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会への事態発生について報告する。
- ② 学校はいじめ防止対策委員会を中核に、県教育委員会と連携して、以下の事項に留意して基本調査を実施する。
 - 事実を時系列、5W1Hで記載し、確実に継続して記録する。そのときの当事者双方の心情も聞き取り記録する。
 - 重大事態に至る原因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先として調査を行う。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接目的とするのではなく、当該事態

への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査にあたる。

○いじめを受けたとされる児童生徒からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめを受けたとされる児童生徒からの聞き取りにおいて、事情や心情を十分に聞き取る。
- ・いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止めさせる。
- ・いじめを受けたとされる児童生徒の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

○いじめを受けたとされる生徒からの聞き取りが不可能な場合（いじめを受けたとされる児童生徒の入院や死亡）

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。児童生徒や保護者からの申し立てを調査しないままいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ③ いじめを受けたとされる児童生徒及び保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。
- ④ 調査結果を県教育委員会に報告する。県教育委員会は基本調査の結果を踏まえ、県いじめ防止対策等委員会（第三者委員会）、または学校を主体とする調査委員会いずれかで詳細調査を実施するかを判断する。
- ⑤ 学校は、県いじめ防止対策委員会等が詳細調査を実施する場合は積極的に資料を提供する。また学校主体の調査委員会が詳細調査を行う場合は、県教育委員会の指導、支援を受けながら調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 県教育委員会又は学校は、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けたとされる児童生徒・保護者及び、いじめを行った児童生徒・保護者に対して伝える。
- ⑦ いじめを受けたとされる児童生徒及び保護者、いじめた側の児童生徒及び保護者の事情や心情を深く聞き取り、支援・指導を継続的に実施する。
- ⑧ 周囲の児童生徒に対して、繰り返し「命の大切さ」「人権を守る」ことについて指導する。

7 教職員研修と保護者学習会(説明会)の実施

(1)いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめ防止等(いじめの未然防止、早期発見、早期対応)に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方等、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2)いじめ防止等に関する保護者会(説明会)の実施

PTA 総会等を利用して、学校がいじめ防止基本方針、いじめ防止等に関する保護者のあり方について学習する場を設け、いじめの防止に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

校内のいじめ防止委員会が中核となって行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他保護者の個別面談や教育相談等いじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

9 学校評価と基本方針の検討

(1)学校評価と基本方針の見直し

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携と、いじめ防止等に関する取組を推進する。

(2)学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針の制定後も、国及び市の動向、県の指導(研修)を受けて、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その内容に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

本校のいじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だよりやPTA総会等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性の理解を深めるための啓発を行い、家庭・地域・学校が連携していじめ防止の取組を推進することに努める。

※「新潟県いじめ対策ポータルサイト」を通じて、児童生徒・保護者が相談しやすい窓口を紹介する。

※いじめ解消の定義

いじめが解消している状態は、少なくとも以下の2つの要件を満たしていることとする。なお、いじめ類似行為にあっては、以下の①により解消を判断する。

① いじめに係わる行為が止んでいる。

・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。学校のいじめ対策組織において、いじめの被害の重大性等からさらに長い期間が必要であると判断した場合は、より長い期間を設定するものとする。

② いじめを受けたとされる児童生徒本人が、心身の苦痛を感じていない。

・いじめを受けたとされる児童生徒本人が、心身の苦痛を感じていないことをいじめを受けたとされる児童生徒本人及びその保護者の面談等により確認する。

平成29年9月14日起案

平成30年3月 1日一部改定

令和 2年1月17日一部改定

令和 3年4月 6日一部改定

令和 3年8月26日一部改定